

◆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者への国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、国民健康保険税の納付が困難になった世帯の国民健康保険税を減免します。

【対象】

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれる世帯
（保険税が減額される要件）
 - (i) 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - (ii) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
 - (iii) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

【減免額】

対象①…国民健康保険税の全額

対象②…国民健康保険税の一部

（計算方法）減額対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（ d ）を乗じた額

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額

d：主たる生計維持者の前年の合計所得金額に応じた割合

主たる生計維持者の前年合計所得金額	減免割合（d）
300万円以下の場合	全額（10分の10）
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税額の全額を免除します。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、会社都合で離職した人については、本減免制度ではなく、非自発的失業者の保険税軽減制度が適用されます（非自発的失業者の保険税軽減制度が適用にならない場合、給与収入以外の収入について上記の要件に該当する場合は本減免制度についても適用されます）。

【申請に必要なもの】

対象①	対象②	(対象者①②共通)
・医師の診断書	・国民健康保険税減免申請に伴う所得減少見込申告書 ・令和元年の確定申告書控の写し（給与収入のみの場合は源泉徴収の写しなど） ・令和2年1月からの給与明細、帳簿など、収入状況がわかるもの ・事業等の廃止や失業したことがわかるもの（事業の廃業、失業の場合） ・保険金、損害賠償などによる補填金額のわかるもの	・国民健康保険税減免申請書 ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・手続きをする人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・マイナンバーのわかるもの（「通知カード」の場合は、住民票に記載されている住所、氏名等が一致していること）

○お問い合わせ先：保険年金課国民健康保険担当（市役所1階） 0568-44-0327（直通）